資料　１－１

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（3/31専決処分）

１．概　　要

地方税法の改正に伴い、新たに子ども・子育て支援納付金課税額の規定を定めるとともに、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和８年政令第83号）が令和８年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されることを受け、日高市国民健康保険税条例を緊急に改正する必要が生じたため、同年３月31日付けで「日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を専決処分（緊急の場合などに行政運営の遅れや停滞を防ぐため、例外的に市長が議会の議決に代わり意思決定すること）したものです。

２．改定内容（令和８年４月１日施行）

（1）子ども・子育て支援納付金課税額の新設（令和８年度課税分から）

① 税率等の設定

区　　分		税率等
子ども・子育て支援納付金課税額【新設】	所得割率	0.25 %
	均等割額	1,500 円
	18歳以上被保険者均等割額	120 円

② 課税限度額の設定

区　　分	課税限度額
子ども・子育て支援納付金課税額【新設】	30,000 円

【改正内容】

従前の国民健康保険税は、基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の３区分で構成されていましたが、令和８年度から新たに「子ども・子育て支援納付金課税額」の税率等と課税限度額を設定しました。税率等は、埼玉県が示す標準保険税率に準じたものとし、課税限度額は、政令で定める金額に設定しました。

なお、軽減措置としては、基礎課税額（医療分）等と同様の低所得者軽減（均等割額の７割、５割又は２割軽減）や、未就学児の均等割額の２分の１軽減に加え、18歳以下の被保険者は、子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額が全て軽減されます。

2026/7/2

・ 令和８年度予算への影響

歳入	国民健康保険税（子ども・子育て支援納付金課税額）	約 2,800万円
	繰入金（軽減に対する一般会計等からの法定繰入）	約 700万円
歳出	子ども・子育て支援納付金分	約 3,500万円

（２）国民健康保険税の低所得者軽減（うち、５割及び２割軽減）の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げ（令和８年度課税分から）

【背景】 低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税（均等割額）における低所得者世帯に係る軽減の判定基準となる所得金額が地方税法施行令の改正により引き上げられ、令和８年３月31日に公布、４月１日に施行されました。

おおむね毎年、経済動向等を踏まえて改正されていますが、物価上昇に伴う所得水準の全体的な上昇の影響により、軽減世帯の範囲が縮小しないよう、軽減判定所得の基準が引き上げられています。

【改正内容】

国民健康保険税の納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額等が判定基準に該当する場合は、均等割額が軽減されます。

５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額の「**30万5千円**」を「**31万円**」に、２割軽減では「**56万円**」を「**57万円**」に引き上げました。

低所得者軽減判定基準所得額の計算方法（改正後の算式）

軽減割合	世帯の前年中の総所得金額等（軽減対象となる所得の基準）
７割軽減	43万円＋（10万円×（給与所得者等の数－1））以下の世帯
５割軽減	43万円＋（10万円×（給与所得者等の数－1））＋（**31万円**×（世帯に属する被保険者数＋特定同一世帯所属者の数））以下の世帯
２割軽減	43万円＋（10万円×（給与所得者等の数－1））＋（**57万円**×（世帯に属する被保険者数＋特定同一世帯所属者の数））以下の世帯

※給与所得者等の数とは、納税義務者、被保険者、特定同一所属者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人です。
※一定の給与所得者とは、給与収入55万円超の人をいいます。また一定の公的年金等の支給を受ける人とは、65歳未満の人は60万円超、65歳以上の人は110万円超の支給を受ける人です。
※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、移行後も今までの世帯に属している人です。

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改　正　後	改　正　前
（課税額） 第２条　略 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2)・(3) 略 (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） ２～４　略 ５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の４第	（課税額） 第２条　略 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2)・(3) 略 ２～４　略

30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が３万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３万円とする。	
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.9を乗じて算定する。	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.9を乗じて算定する。
２　略	２　略
（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額） 第９条の２　第２条第５項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.25を乗じて算定する。	
（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額） 第９条の３　第２条第５項の被保険者均等割額は、被保険者１人について1,500円とする。	
（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額） 第９条の４　第２条第５項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者１人について120円とする。	
（国民健康保険税の減額） 第21条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た	（国民健康保険税の減額） 第21条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た

額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）、同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）の合算額とする。	額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。
(1) 略 ア～ウ　略 エ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　1,050円 オ　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　84円	(1) 略 ア～ウ　略
(2) 法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ウ　略 エ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　750円 オ　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　60円	(2) 法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ウ　略
(3) 法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健	(3) 法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健

康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～ウ　略 エ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　300円 オ　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　24円	康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～ウ　略
２　略 (1)・(2) 略 (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号エに規定する金額を減額した世帯　225円 イ　前項第２号エに規定する金額を減額した世帯　375円 ウ　前項第３号エに規定する金額を減額した世帯　600円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　750円	２　略 (1)・(2) 略
３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項第１号に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項第１号に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の６に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の５に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
(2)～(6) 略	(2)～(6) 略
(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第９条の２の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	
(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の３の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	
(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の４の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	
４　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前３項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、	

その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。	
附　則	附　則
（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 3　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の２及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。	（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 3　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 4　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の２及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額	（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 4　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）

」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ６　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の２及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ６　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ７　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の２及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は	（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ７　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条

法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の２及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ９　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の２及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ９　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の２及び第21条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第１項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。	（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第21条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第１項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。
（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の２及び第21条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに	（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第21条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。	の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。
（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の２及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。「以下「租税条約等実施特例法」という。」）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。	（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。「以下「租税条約等実施特例法」という。」）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の２及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第21条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附　則

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

２　改正後の日高市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。